

秋田県福祉サービス第三者評価結果表

①第三者評価機関名

インクルージョン秋田第三者評価研究会

②施設・事業所情報

名称：	相愛保育園	種別：	保育所
代表者氏名：	萱森 幹子	定員（利用人数）：	100 名
所在地：	秋田県横手市横手町字五の口9		
TEL：	0182-36-1334	ホームページ：	http://www.soaihoikuen.com
【施設・事業所の概要】			
開設年月日	昭和27年10月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 相和会		
職員数	常勤職員： 26 名	非常勤職員	0 名
専門職員	（専門職の名称） 20 名		
	園長 主任保育士 副主任保育士		
	保育士 看護師 管理栄養士		
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	17	消防設備・冷暖房設備・屋外遊具	

③理念・基本方針

保育理念

社会福祉法人相和会の運営する保育園は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」すべての子どもの保育を行う。子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために、地域社会と力を合わせ児童の福祉を積極的に増進し、力を合わせて地域における家庭援助を行う。保育者は、豊かな愛情を持って接し、児童処遇の向上のため、知識の取得と技術の向上に努める。

保育方針

1. 園の保育理念や保育目標を基本として、職員同士が共通理解のもとで専門性を発揮し、養護と教育の一体的な展開を図り、保育の質を高めていく。
2. 子どもの個々の主体的な要求に応じながら環境構成をし、年齢・発達に合わせた心情・意欲・態度を育てていく。
3. 園での子どもの様子をより具体的に保護者に伝え、家庭との連携を密にして、保護者のニーズに応えながら家庭支援を行っていく。
4. 様々な保育や子育て支援により、地域との関わりを深めたり、小学校と情報交換をしたりと、交流を密にしながら積極的に連携し、公共施設としての社会的責任を果たす。

保育目標

～想像力と命を大切にすることを育むために～

子どもたちは、丈夫な身体と沢山の遊びや体験を通して自らの豊かな感性を養います。多くの仲間たちと手を携えながら、意欲的な活動を通して友達同士の思いやりと感謝の心を育て、のびのびとした自己表現ができる子どもの育成を保育の目標とします。

相愛保育園 6つの実

のびのびとした心とからだ

優しく思いやりのある子ども

- ・友達や身近な大人と共に活動する楽しさを味わいながら、相手の思いや考えに気づき、それを共感する。

明るく元気な心と体を持つ子ども

- ・生活に必要な、正しい習慣や態度を身につけ心身共に健康に過ごす。

感じたことや考えた事をのびのびと表現できる子ども

- ・経験したことを動きや言葉で表現する創造力を身につけ、それを他者に伝えることの楽しさに気付く。

身のまわりの事物現象に興味関心を持ち、積極的に関わろうとする子ども

- ・身近な環境に積極的に親しみ、関わる中で、発見や考察を楽しみ、感性を豊かにする。

自分の経験や考えを、言葉にして伝え合うことを楽しむ子ども

- ・経験や体験を自分なりの言葉で表現し、また、相手の言葉を理解しようとすることで、言語への興味や関心を持ち、それを表現する力を養う。

自分のことを好きになれる子ども

- ・清潔で安全な環境の中で、身のまわりのことに意欲的に取り組み、自身の身辺自立を目標とし、健康で安全に過ごす。
- ・周囲の環境に受容されているという安心感の中で、自分の気持ちを表現し、自己を肯定して生活を送る。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業（体調不良児対応型）、休日保育を行い、保護者の多様な就労形態に対応しています。
- ・子育て支援（相愛っこ広場）を開催し、地域の未就学家庭に子育ての協力隊として支援しています。
- ・石井式国語学習やミュージックステップ（感育）、外国語教室、野外活動等により五感を育み、それを活用し学びを深める保育・教育活動を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年5月7日（契約日）～ 平成30年12月25日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・ 保育園の理念、方針は、ホームページやパンフレット、掲示等に記載され、組織の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となる具体的内容となっている。提供する事業、財務等についても広く公開されている。理念等は毎年職員に配布される『職員必携』をもとに会議等で全職員に周知が図られている。保護者には『保護者必携』の配布、説明を行い、周知への取り組みが細部に渡って行われている。また、市からの情報をもとに地域の動向や変化を把握・分析し、園の運営に反映させている。
- ・ 財務については内部の監査指導や法人事務部会により、疑問点等は適宜相談、助言を受けて適正に運営されている。
- ・ 法人の中長期計画に基づき、園の中長期計画が策定され、年度末の事業の振り返り等により変更、見直しが行われている。福祉人材の確保については、求める人材や育成を明確にしている。
これらについては法人ホームページへの掲載や保護者総会で説明し、周知している。事業計画に基づいた資金計画も作成され、積立金の用途が明確になっている。
また、法人全体で目標設定申告シートによる面接等を行っており、職員一人ひとりの業務上の評価を行うと共にフォローが行える体制がある。
- ・ 児童や保護者にとって安全安心な環境構成がされており、園内外各所にカメラ設置等の危機管理対応がなされている。リスクマネジメント体制が的確に整えられており、消防署・救急隊合同の緊急事態（事故、痙攣、SIDS等）訓練やベビーセンサーを装着した睡眠チェック等の実施を行い、実践との整合性を図っている。
- ・ ICT（情報通信技術）化を推進し、保育業務支援システムを導入することで、登降園の状況把握や児童票、保育日誌等のパソコン入力・管理等により職員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を出来るだけ確保できるよう、業務省力化に管理者としての指導力を発揮している。
- ・ 定期的な自己評価を全職員で行い、園の課題や改善すべき項目の洗い出しなど、組織的に評価を行う体制が整備されている。
- ・ 業務マニュアルや各種諸帳簿など、書類が整備されておりPDS（see 振り返り）Aサイクルに基づいた改善・見直しが職員の参画の基で行われている。内容をフローチャート様式で示すなど、一目瞭然にわかりやすく、即実践へつなげられる工夫をしている。
- ・ 保護者に対し、クラス懇談会や個別面談、利用者満足度アンケートを実施し、保護者の要望や意見を反映させた保育サービスの提供に努めている。
- ・ 30年施行新保育所保育指針にいち早く対応し、基本方針及び保育目標に基づき、「全体的な計画」を策定し、要請訪問指導を受けて定期的に見直しや改善が図られている。「全体的

な計画」をもとに、養護と教育が一体となった適時教育を0歳児より行っている。

- ・特に、石井式国語教育やミュージックステップ（感育）等の特色ある取り組みについては専門性を持った職員が、子どもの発達特性を生かした指導を行っており、育ちに連続性を持たせるカリキュラム体制が確立されている。保小連携においても、独自のアプローチカリキュラムを策定し、小学校と互いに保小接続コーディネーターを設置し、育ちと学びをつなげる為の支援を積極的に行っている。また、感染症状況を養護教諭と情報共有するなど、多分野での連携が図られている。
- ・子ども同士の相互関係や心理的、感情的作用を把握するソシオメトリックテストを用いて互いを尊重するクラス経営・活動内容へつなげる取り組みを行っている。
- ・伝統野菜や郷土料理を給食にアレンジメニューとして提供するなど、地域の特性を生かした食育活動に力を入れている。年齢毎の喫食状況調査、乳幼児の食生活実態調査や給食の満足度の調査を定期的実施し、保護者の意見を反映させながら給食の提供を行っている。
- ・健康管理の取り組みとして園医との連携が密に行われており、園医の指導を受けアレルギー児への対応方法やエピペンの実技研修等の園内研修を積極的に行っている。また、感染症や園児の健康状態について園医から得た正確でタイムリーな情報をメール配信や掲示等で保護者へ情報提供し、感染症の拡大防止に努めている。

上記の取り組みを総合的に高く評価します。

◇改善を求められる点

特になし。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園では初めての第三者評価受審へ向けて職種を超えた全職員で研修グループを作り、自己評価やマニュアル、各書類の見直し・作成を行って参りました。その中で職員の共通理解を徹底する為、「明文化」「どのように周知するか」「連動性」という3つのキーワードを基に研修を進めてきました。受審の結果だけではなく、職員が一丸となって“子どもの最善の利益”の為に自園の保育サービスを見つめ直す、というプロセスにこそ大きな意味があったと感じています。このプロセスの中で明らかになった課題を改善し、常に現状に満足することなく、より質の高い保育を提供できるよう、今後も努めて参りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

【共通評価項目】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針は、ホームページやパンフレット等に記載され、組織の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となる具体的内容となっている。理念等は、毎年職員に配布される『職員必携』の冊子を基に運営会議、職員会議等を利用して全職員に対して周知が図られている。保護者には入園説明会や進級前に「重要事項説明書」を配布し周知している。また、保護者会総会の際に再度詳しく説明している。欠席した保護者への周知は、随時発行される「トピックス」や園だより等の情報によりわかりやすい内容で知らせている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>横手市からの情報をもとに地域の動向や変化を把握し、分析している。毎月の法人運営会議において拠点ごとに毎月の経営分析表等により利用者数の実績推移やコスト分析、予算進捗状況の確認を定期的に行っている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人本部において経営状況の分析、現状把握を行い、少子化に伴う経営の在り方や人材確保・育成等、今後の経営課題を明らかにしている。経営課題は、理事会等で共有され、職員会議の場で職員にも周知している。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は、策定にあたり「保育所の自己評価」を基に課題を分析し、過年度の共通課題である人材育成、保育内容、地域と連携して3つの課題改善の視点を反映したものであり、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。計画の裏付けとなる財務面での中期支出計画も策定され、積立金の使途も明確化されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の計画は、中・長期計画の内容を踏まえた実行可能な具体的内容となっており、重点項目と取り組み事項の具体的な内容を設定し、年度末に実施状況の振り返り、評価を行えるものとなっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、職員により推薦された職種毎のメンバーが出席する運営会議の場で各職員から出された課題や問題等を法人運営委員会で集約し、それを基に策定されている。具体的には、園の運営会議で骨子案が作成され、全職員が参加する職員会議で承認されたのちに法人運営委員会・理事会・評議委員会に諮られている。年度途中でも課題の検討・見直しが行われている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の主な内容は、園だよりやホームページ保護者会総会で情報提供し、説明している。行事等の詳細については写真やビデオを活用するなどの工夫もしている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園全体の自己評価をチェック表により年1回、定期的に行う体制が整備されている。第三者評価受審にあたり、自己評価グループが中心となり、園の課題・改善すべき項目の洗い出しを行う等、組織的に評価を行う体制を整備している。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価グループが中心となり、保育園の自己評価結果や評価項目ごとの特記事項や意見・改善策等、保育園として取り組むべき課題を文書化している。その内容は指導部会、運営会議等で報告され、職員間での課題として共有化が図られている。中・長期的な取り組みが必要な改善課題については、中・長期計画に反映している。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自らの役割と責任については、職員職務分担表により文書化され、職員会議や打合せ等で表明し、職員に周知している。事故発生時や感染症発生時等の有事における管理者の役割と責任についてリスクマネジメント管理責任者として組織化され、不在時の権限委任等を含め明確化されている。園だよりにも掲載して表明している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>コンプライアンス規程を整備し、法令遵守責任者を中心に体制の構築が図られている。各種研修会への積極的な参加や横手市保育所経営者協議会等での情報交換により、幅広い分野について遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っており、職員に対しても会議等を通して周知している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価グループや職員会議、指導部会等の話し合いの場に積極的に参加して、保育の質の現状と課題を継続的に把握し、具体的な改善方法等の指導や助言を行っている。職員の資質向上に努め、個々の状況に合わせた外部研修に積極的に参加させている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ICT（情報通信技術）化を推進し、保育業務支援システムを導入することで、登降園状況の把握や児童票、保育日誌等のパソコン入力・管理等により、職員の業務負担の軽減に指導力を発揮している。産休代替職員を見越した人員配置など、職員の働きやすい環境整備等にも取り組んでいる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>法人中期経営計画の中に福祉人材に対する基本姿勢を掲げ、人材の確保・定着に向けた取り組みとしてほぼ全員を正職員として雇用し、職員の生活の安定と処遇全般の向上並びに働きがいのある職場づくりに取り組んでいる。階層別人材育成計画のもとに研修計画が作成され、その計画に基づいた人材育成が行われている。入職希望者に対してはプロモーションビデオを作成し、入職後の仕事がイメージできるよう工夫されている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念や保育方針、園が目指す「期待される職員像」に基づき、「行動する保育者」像が明確化され、職責ごと並びに全職員を対象とする研修の目的や研修内容、研修名が定められており、その目的の実現に向けて計画的に参加させる等人材育成が行われている。目標設定申告シートや自己評価シートにより、仕事への意欲や態度、その成果等を上司との定期的面談を通して評価・分析をしている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員との個別面談の機会を年3回設け、悩みや就業に関する意向などを把握する体制が確立している。産休・育休については、職員の意向を確認し、勤務の調整等仕事と子育ての両立がしやすい環境を整えている。職員のメンタルヘルス対策として外部サポートサービスへの委託により、専門カウンセラーが相談者のプライバシーを守りながら電話での相談に対応する仕組みが整備されている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「目標設定申告（達成度評価）シート」により、職員一人ひとりの担当業務上の目標や自己啓発目標が設定されるとともに、個別面談において進捗状況や目標達成度の確認が行なわれている。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念や保育方針、園が目指す「期待される職員像」に基づき、組織が職員に期待する行動が明示され、本人の意向や経験年数、職責等により策定された研修計画に基づき、全ての職員に研修の機会が設けられている。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>研修開催情報の回覧や参加の働きかけを行う等、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、職責、経験年数に応じた職員一人ひとりの研修計画に基づき、積極的な研修への参加が行なわれている。復命書を作成し、回覧チェックと復命会議により全職員に伝達されている。職員別研修履歴が整備され、総合評価表の結果を踏まえて次の研修計画に反映している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れのマニュアルが整備され、保育実習の目的やねらい、連絡窓口、オリエンテーションの実施方法等が明記されている。園だよりによる保護者への事前周知や職員会議を通しての職員への事前説明が行われている。実習期間中の学校からの巡回訪問を利用して園からの要望や実習生の実習状況、新規採用者の状況等の継続的な連携を図っている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページ等の活用により法人、保育所の理念や基本方針、提供する事業内容や財務等に関する情報が広く適切に公開されている。苦情内容の公表も回答とともにホームページ、園だよりで公表している。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人監事に税理士を任命することにより、定期的な会計処理に関する監査指導が行われている。法人事務部会で出される疑問点等は、適宜相談・助言を得るなど事業経営・運営の適正性を確保する取り組みを行なっている。また、専門的な知識を得る為、公的な研修へ参加する機会を持っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもと地域の関わり方を文書化し、地域との交流を広げるための積極的な取り組みを行っている。地域における社会資源の収集や保護者との連携により、年間の行事や講演会等の案内や周知活動も行っている。近隣の小学校との密接な連携、保健センター、言葉の教室、支援学校との連携もニーズや地域事情を踏まえて活動が行われている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れ及び地域の学校教育に対しては基本姿勢を明文化し、マニュアルを作成している。地域の中学生等のボランティアの受入れのほか、インターンシップや職場体験の受入れも積極的に行っている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>市役所や消防署、警察署、病院や医院等のほか、近隣小学校、保健センターや支援学校等の団体についてリスト化し、必要な連絡方法を体系化して連携を図っている。職員や保護者へも定期的に関係機関リストを周知し、情報の共有化を図っている。乳幼児健診報告会、幼保小連絡協議会、巡回指導（支援学校）、小児生活習慣病予防対策会議等と定期的な連絡会等を行い、協働して具体的な取り組みを行っている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>自主事業である「相愛っこ広場」を定期開催しているほか、保育の専門性を活かした講演会を開催している。園児や保護者、職員で踊りの団体グループを結成し、地域交流や活性化事業へ貢献している。近隣地域住民で結成された「見守り隊」と保育所が連携し、日常的に子どもの見守り活動を行っているほか、災害等有事にも迅速に対応できるよう連絡網を作り、役割等の確認がされている。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わり方を理念や基本方針として文書化している。関係機関、民生委員や地域住民・団体等との連携による情報収集から、保護者の情報として提供している。講演会開催やサークル活動を通して地域行事への参加も積極的に行われている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念や方針に、子どもを尊重した保育の実施を明示し、自己評価や職員研修・会議等を通じて職員が共有・理解する取り組みが行われている。子ども同士の相互関係や心理的・感情的作用を把握するソシオメトリックテストを活用して、互いを尊重する心を育てる取り組みや、外国語教室・異文化交流も積極的に行われ、保護者への方針周知や理解を得る取り組みをしている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に伴う規定や各マニュアルが整備され、定期的な会議や研修を通じて職員の理解を図っている。保護者へも資料を配布し、保護者会等を通じて周知説明を行っている。オムツ交換や着替えの際の場所の配慮や、体調不良の子どもへの個別対応が可能となるような環境を整備し、プライバシーを守る工夫をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで保育理念や基本方針、園の特徴等を公開している。パンフレットは、写真・図・絵・キーワードを用いて分かりやすく、サイズも携行しやすい工夫をしている。利用希望者へは随時見学や説明する対応を行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育所の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始は、入園のしおりや「重要事項説明書」を用いて説明し、同意を得ている。内容に変更が生じた場合は、毎年配布している保護者必携の冊子や園・クラス便り・メールや随時通知文書で知らせている。配慮が必要な保護者へは、面談マニュアルを作成し、職員研修等を通じてルールの標準化や共有を図り、面談対応する人や場所、時間等に配慮した対応を行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>転園の場合は保護者の同意を得た上で、引継ぎ書を作成し、保育の継続性に配慮した対応が行われている。利用が終了した後も相談できる窓口を設置し、その旨を文書で保護者に配布して説明をしている。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>行事等を通じて子どもの希望や満足感を聞き取りしている。保護者への満足度アンケートや行事毎のアンケートの実施、面談や懇談会を通じての意向を確認して、運営会議や部会、職員会議等で分析・検討し、結果内容を保護者へフィードバックしている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決マニュアルがあり、苦情受付責任者及び担当者、第三者委員の設置等で体制が整備され、会議等で報告、承認されるシステムが確立されている。保護者へも仕組みを分かりやすく説明した文書を配布し、玄関に意見箱を設置して匿名での申し出を受け付けている。苦情受付と解決経過の記録も適切に保管され、結果や内容はホームページや便りで公表しているほか、苦情相談内容は、会議等で職員全員に周知を図り、改善や質の向上に向けた取り組みが行われている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者へ相談相手や方法を記載した文書を作成配布しており、子どもの送迎時や連絡ノート、アンケートやクラス懇談会、面談時において日常的に相談ができ、プライバシーにも配慮したスペースを確保して環境を整えている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>迅速に対応できるよう、マニュアルを整備している。日々の連絡ノートやアンケート、保護者懇談会、意見箱の設置を通じて積極的に相談や意見を把握する取り組みを行っている。把握した相談や意見については、運営会議、職員会議、指導部会等で分析検討し、迅速に改善策を講じながら保育の質の向上のために反映させている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントについての責任者を明確にし、「緊急時対応マニュアル」や「安全管理マニュアル」に基づいて委員会の設置や組織図を作成し、体制の整備を図っている。また、対応手順を分かりやすくフローチャートにしているほか、写真や絵を記載したハザードマップも作成し、保護者、職員、地域関係者へ配布している。消防署と合同で緊急事態訓練を実施し、救急隊員や看護師が主導して救急搬送等の一連の流れを学び、子どもの安心や安全を脅かす事例を収集し、職員会議や研修等を通じて提供している。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防と対応マニュアルを作成し、責任と役割を明確にしている。定期的な職員会議や研修会を通じて職員への周知徹底を図り、園医より感染症の動向や対応方法等の指示を仰ぎ、掲示板や一斉メール、ほけんニュース等で保護者へタイムリーな情報を知らせている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>防災マニュアルが策定され、災害への備えと管理及び訓練等の実施体制が決められている。立地条件等を踏まえた災害の影響を把握し、ハザードマップを作成して、保護者や職員、地域住民、関係機関に配布している。消防署と連携した避難訓練の実施、非常食や簡易トイレ等の災害対応用品の備蓄も整備されている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育についての標準的な実施方法の文書化や、多種多様なマニュアルが整備され、職員会議や指導部会等で周知徹底が図られているほか、毎年、「職員必携」の冊子を作成・配布している。必要に応じて検証・見直しが行われており、職員や保護者からの意見等も吸い上げて反映される仕組みとなっている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や年間指導計画、月間指導計画、デイリープログラムや各マニュアルは定期及び適宜の見直しが実施されており、職員や保護者からの意見等も吸い上げ、検証・見直し・反映される仕組みとなっている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>主任保育士・指導計画策定責任者の基、アセスメントの様式や手法が確立されている。入園前の面談や保護者懇談会等を通じて、個別のアセスメントや指導計画の策定を的確に行い、必要に応じて様々な職種の職員が参加できる特別支援チームを設置している。個別に配慮が必要なケースに対し、職員が特別支援教育コーディネーターの養成研修に参加して、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年4回の指導計画の評価・見直し、検討する会議、参加する職員や保護者の意向把握等について、組織的に手順を定めて実施されている。保護者の意向や子どもの状況変化についても、随時指導計画等への追加記載により見直しを行い、適切な保育の提供につながっている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年間及び月間指導計画、個別指導計画、児童票、日誌等は、子どもの発達や生活状況を踏まえ統一した様式で把握管理している。記録する職員で書き方に差異が生じないように、クラス単位で管理部門が指導を行っている。保育日誌等は、随時赤字で添削等を行い、追記見直しをして、職員間で共有を図る際に分かりやすい工夫をしている。保育に関する業務書類等の内部オンライン化により、ネットワークを通じて迅速な情報共有が図られている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「管理規程」「個人情報取扱規程・個人情報に関する基本規程」が整備され、記録の保管、保存、廃棄、提供情報等に関する規定を定めている。記録管理責任者を設置し、個人情報関係書類は全て施錠できる部屋及び書庫管理がされている。マニュアルに基づき会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図っている。</p>		

【内容評価項目】

A-1. 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態などを考慮し、児童福祉法の「保育を必要とする」全ての子どもの保育を行う、という考えに基づき保育理念を策定し、保育方針、保育目標及び改訂保育所保育指針により全職員参画のもと「全体的な計画」を作成している。横手市の外部指導者要請研修を受講して見直しを図っている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園舎の周囲と園庭が広く、全保育室等に日が当たり、保育室から広いベランダを通り園庭に出るようになっている。活動後の衛生管理として午睡前に入浴を行っている他、プールの前後のシャワー浴を行い、衛生的かつ、快適に過ごせるよう配慮されている。各室内の換気や温度・湿度調節を定期的実施している。リスクマネジメントが組織化され、微酸性次亜塩素酸[ポラリエット]による手洗いの徹底（ほとんどの感染症に効果がある）、玩具、ハブラシの殺菌庫での消毒、防災時の「園児引取人届出書」や弾道ミサイル発射時の避難行動マニュアル等、衛生管理、安全管理等を積極的に整備していることを高く評価します。</p>		
③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の年間・月間・週案の各指導計画に子ども一人ひとりを受容する援助内容が記入されている。「ワークショップ型対応」で各種会議を行い、子どもの発達過程や家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、職員の子どもに対する接し方について、打ち合わせ等で事例を用いた検討、協議を行い、適切な関わり方を共有している。</p>		
④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢に合わせた生活習慣を身につけることができるよう、保護者との情報交換を行いながら連携を図っている。子どもが自発的に行動する方法としてスモール・ステップで「繰り返し」ということに飽きない体験を身に付けさせ、「やりたい」ということに集団で夢中になるように活動内容の工夫をしている。学ぶ意識ではなく楽しい事、好きな事をするという意識で活動するように環境に配慮している。</p>		

⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>戸外遊びや、「自分のことは自分で」を合い言葉に、園バスで「清太郎さんの森」へ行き、山の中を駆け回り四季の自然を体験できる「山の学校」に取り組んでいる。子どもの活動については、振り返りの時間を設け、子どもに分かり易いワークショップ型にすることで可視化している。子どもが更に広がりを持つ伝え方をし、活動に自主性を持って参加するように配慮している。ソシオメトリックテストを用いて子ども同士の相関関係を把握し、子ども同士の関わりへの支援やクラス運営に活かしている。沖縄県の保育園と交流があり、沖縄舞踊や子ども歌舞伎、横手梵天唄等の多様な文化を知る機会を通して、様々な表現活動に触れられる機会を持っている。</p>		
⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時の会話や連絡帳等を通じて家庭との連携を密にし、個人の健康状態、離乳食等の情報交換や看護師が発達の相談を行うなどの支援をしている。和室(畳)とカーペット等設置し、家庭の環境づくりに配慮している。5分毎に睡眠チェックや体位の確認を行い、チェック表に記載している。おむつ替えの場所は、送迎に来る人に見えない場所で行うなど、人権に配慮した取り組みをしている。</p>		
⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>異年齢児交流を保育や行事の中に積極的に取り入れている。クラスの活動状況を伝えるトピックスの配布では子どもの断片的理解だけでなく、活動を通してより親子のふれあいが持つ環境づくりが保護者に好評である。トピックスを通して園活動や子どもの発達の理解につながり、連携を深める有効な手段となっている。小学校との交流(児童、教諭)、介護施設等への慰問、中高生職場体験、海外インターンシップ生、ボランティア、実習生の受け入れ等を積極的に行い、地域と接する機会を設けている。</p>		
⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>幼児クラスは、特化した取り組み(石井式国語学習、ミュージックステップ(感育)、野外活動、外国語教室等)を中心とした、年齢発達に応じた教育を行っている。また、指導する職員は養成研修等を行い、適切な保育活動ができるようスキルアップを図っている。小学校との連携では、互いに保小接続コーディネーターを設置し、実践での交流や協議、カリキュラムの接続など、子どもの育ちと学びをつなげることができるよう積極的に取り組んでいる。</p>		

⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ノーマライゼーションの理念で点字ブロックやスロープ・トイレの設置等、環境を整備している。特別支援チームを設置し、園内での要特別支援児の情報共有の基、的確な対応を行っている。また、支援学校や通級指導教室等の指導を定期的に受けながら個別の指導計画を作成し、活用している。教育のノーマライゼーションであるインクルーシブ教育巡回指導や特別支援コーディネーター研修などに積極的に参加し、センターとしての機能を目差し、資格の取得や研修の機会を設けている。</p>		
⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画等に長時間保育についての位置づけがされている。延長保育では、親の就労に合わせた「ぬくもりタイム」を計画し、夕食と入浴を済ませ、不安なく快適に過ごせる環境を作り、子ども達は家族の迎えまでの時間を過ごせるように配慮している。延長保育利用児についてはクラス担当者からのアレルギーや健康面等も含む個々の状態を確認し、職員間での引継ぎを十分に行っている。</p>		
⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園独自の保小接続アプローチカリキュラム「保小接続、連携について～育ちと学びをつなげる～」で、目的、趣旨を明文化している。実践を中心とした交流や連携、小学校側のスタートカリキュラムと整合性を図るなど、子どもの育ちとカリキュラムを接続する取り組みを積極的に行っている。特に年長児のクラス懇談は就学を考えた内容で、保護者が見通しを持てる支援をしている。保育所児童保育要録は、関係職員参画のもとで作成し、合議と見直しを行い小学校へ送付、家族にも閲覧している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアルを整備しているほか、「ほけんニュース」を発行している。病児保育事業「体調不良児対応型」を行い、安静・感染防止の対応可能な個室の静養室があり、看護師が常駐して子どもの健康管理に対応している。健康の記録や健康連絡票で個々の状況を把握しながら共有している。乳幼児突然死症候群の午睡チェックを行う他に乳幼児体動センサーを設置し、二重の確認を行っている。消防署と合同の緊急事態訓練を年2回実施している。保健センターとの情報交換内容を保健計画に組み込み、看護師が中心となって保健計画を策定し、保健計画に基づいた保育を実施している。</p>		
⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科健診の結果を「健康手帳」に入園から卒園までの成長記録を記入し、保護者が健康管理に生かせるように取り組んでいる。各種健診結果は指導部会等で情報を共有し、</p>		

看護師等の指示を得て保育に反映している。園医による園内研修の機会を設け、助言指導を受けている。

⑭	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
---	-----------	--	-------

<コメント>

冊子「育てる」の中に「健康・安全」のための「アレルギー体質児の対応について」を記載している。アレルギー対応児にはアレルギー指示書を受け取って面談を行い、配慮食、服薬介助を行っている。また、アレルギー指示書は定期的に更新確認を行い対応している。アレルギー対応はアナフィラキシーショックの際の対処方法やエピペンの使用方法を園医の指導を受け、研修会を行っている。アレルギー対応児一覧表を作成し、各保育室に掲示し、職員が確認できるようにしている。

A-1-(4) 食事

⑮	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫している。	a・b・c
---	-----------	------------------------------	-------

<コメント>

内容の濃い「給食だより」を発行し、ホームページでおやつや給食メニュー、レシピなどを知らせている。地方の食文化の献立「おらほのごっつおデイ」、季節のバイキング給食等メニュー名の工夫を図っている。子どもの状況により量等を調整し、食事は「楽しい」事を前提に、「命をつなぐ」「体を作る」ことの理解ができるようにしている。地域見守り隊の指導の基で、子ども達が植え付け収穫した野菜を材料に「夏野菜バイキング」「実りの秋バイキング」など食事を楽しむ工夫をしている。

⑯	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
---	-----------	--	-------

施設長のリーダーシップの基に、組織的に衛生管理の体制が確立され、マニュアルに基づき衛生管理が適切に行われている。栄養士等が子どもと一緒に食事をし、残食記録や検食簿を活用し、メニューや料理方法を工夫している。行事食は、文化の継承に焦点を置き献立表に反映している。年齢ごとの喫食状況調査、乳幼児の食生活実態調査や給食の満足度の調査を定期的に実施して、保護者の意見を反映させながら、個々の状態に合わせた食事の提供を行っている。

A-2. 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
⑰	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	a・b・c
<コメント>			
連絡帳、園だより、クラスだより、トピックスなどを工夫して、家庭との情報交換を効果的に行っている。保育参観では、当日の各クラスの活動内容をお便りで事前に知らせ、保育の意図や内容について、保護者の理解を得る取り組みをしている。保護者との情報交換の記			

録を必要に応じて指導計画に反映している。

A-2-(2) 保護者等の支援

⑱	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	Ⓐ・b・c
---	-----------	-----------------------------	-------

<コメント>

園が実施している保護者支援と地域の子育て支援活動計画を冊子「育てる（職員必携）」に掲載している。個人面談、育児相談は随時受けられる体制になっており、内容は職員間で共有、検討、記録をしている。相談内容によっては専門機関へ相談できるよう、保護者支援を行っている。

⑲	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c
---	-----------	--	-------

<コメント>

登園時の健康観察と「児童虐待等対応マニュアル」を作成し、乳児と幼児用の「虐待」早期発見のためのチェックシートで視点の標準化を図っている。兆候が見られる場合は、職員に周知し、子どもや家族へのかかわりに配慮し、状況に応じて児童相談所等と連携する体制を整備している。

A-3. 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
⑳	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	Ⓐ・b・c
<コメント>			
定期的に記入した自己評価シートのチェックをするほか、評価を受けることで個別面談へつなげている。個々の自己評価シートで保育所全体の評価について共通理解を得て課題の共有化を図り、保育所内における研修などで、課題解決と保育の質の向上に取り組んでいる。			